

地域と協同の 研究センターNEWS

2023年12月25日発行
232号

特定非営利活動法人地域と協同の研究センター公開セミナー 生活協同組合の課題から職員の役割を考える

2023年11月25日（土）、名古屋都市センター（金山南ビル14階）の会場とオンラインで、30名ほどの参加で「生活協同組合の課題から職員の役割を考える」をテーマに、公開セミナーを開催しました。その中で4人の方から報告をいただきました。その一部をご紹介します。（地域と協同の研究センター事務局）

1. 開催趣旨 向井 忍(地域と協同の研究センター 専務理事)

この公開セミナーは、二つの角度の趣旨があります。一つは、「職員の役割を考える」というテーマにした理由はなぜかということです。今ICA（国際協同組合同盟）が協同組合らしさ（協同組合のアイデンティティ）についての見直しを含めた検討をしています。協同組合についての定義、価値、運営についての原則が記載された声明が、1995年にまとめられていますが、その中では必ずしも職員の役割が中心であるとか、職員の役割が不可欠であるというような記載にはなっておりません。しかし、私たちの協同組合設立以来取り組んできた経験からすると、職員の役割を抜きに考えることはできません。また今は労働者協同組合法が施行となり、労働を通して協同組合をつくるということは必要と、日本での法制度も変わってきています。働く職員の立場は、中心的な一つかと思えます。今回は、生活協同組合が直面するいくつかの課題を考えながら、そのことを通して協同組合の職員の役割を考えたいというのが切り口です。

2. 4つの報告

①電話注文センターに寄せられる組合員の声から

谷口 功さん(東海コープ事業連合 事務管理部 電話注文センター)

電話注文センターでの現行業務から感じた高齢者の組合員の声を報告します。

まず電話注文センターとは、どのような仕事をしているか紹介していきます。生協の注文の仕組みは、大きく4つに分かれています。OCR・ネット注文（EC）・電話・IVR（自動音声注文システム）です。ネット注文以外の仕組みは、この電話注文センターで3生協からの業務委託ですすめています。事業規模で7割近く（68.5%）を扱っています。10年前はこれが8割強でした。この10年でネット注文は1割から3割に増え、その分OCRや電話注文が減っています。電話注文センターは2007年に発足し、職員が作業手順をISOのもとで組み立て、オペレーター経験のないパートさんたちと自前でつくってきたセンターです。電話オペレーターは、月～土曜の9時～21時の12時間を3シフト勤務にて対応しています。パートさんは総勢73名で仕事をしています。

【2ページにつづく】

研究センター12月の活動

1日(日)生協の(未来の)あり方研究会	12日(火)研究フォーラム地域福祉を支える市民協同
2日(土)第5回共同購入事業マイスターコース 多文化社会と協同組合懇談会	14日(木)金城学院大学「協同組合論」⑫
3日(日)難民食料支援仕分け発送	16日(土)東海交流フォーラム実行委員会、第2回理事会
4日(月)地域における子どもの学びの支援共同研究会 尾張地域懇談会	17日(日)サードセクター研究会(経済学と経営学部会)
5日(火)名城大学人間学部「ボランティア入門」⑫ 協同組合役職員学習会(三重県生活協同組合連合会・JA経営企画研究会)	18日(月)協同組合ネットあいち幹事会
6日(水)三河地域懇談会世話人会	19日(火)名城大学人間学部「ボランティア入門」⑭
7日(木)金城学院大学「協同組合論」⑪	21日(木)第8回組合員理事ゼミナール 金城学院大学「協同組合論」⑬
12日(火)名城大学人間学部「ボランティア入門」⑬	26日(火)名城大学人間学部「ボランティア入門」⑮

※ 各行事は新型コロナウイルス感染対策をとって実施しています。

目次	生活協同組合の課題から職員の役割を考える	1	補完的保護認定制度が始まりました	9
	身近にある多文化で多様な共生	6	情報クリップ	10
	難民食料支援学び語り合う会⑧ 支援物資発送報告	7	書籍紹介「市民協働によるまちづくり」	12

【1ページからつづく】

電話注文にはIB（インバウンド）、OB（アウトバウンド）があり、IBは組合員からの電話に対応することで週約12,000件対応しています。OBは支所・センターからの依頼に基づきオペレーターがパソコン画面に表示された組合員に電話をかけ、対応することです。これは支所・センターの職員が配達に行き、OCR用紙が回収できなかった際、携帯している端末をクリックするだけでOBの依頼が入ってきます。その件数が週4,000～5,000件です。一週間でオペレーターは、IBとOB合わせて約17,000件の電話のやり取りをしています。そんな中、毎日の注文の受付以外に組合員からの様々な連絡を受けています。支所・センターに対応してもらうため、オペレーターがいただいた声を連絡票に記入してメール等で発信しています。「商品が届いてベルトの外し方がわからない」「空き箱を回収して欲しい」「配達時間のこと」等々、いろいろな声があります。10月25日を例に挙げると3,341件の電話を受けたりかけたりしています。1件当たりは、注文のみですと4分～5分で終わりますが、時間帯によっては、絶えず電話がかかっているなか、3生協の支所・センターとの連携を、連絡票を通してすすめています。

高齢化の中でのと思われる声を紹介します。

「何を注文した？」と何度も日中に電話される方とか、注文を特定しないで「前回美味しかったからまた欲しい」というような曖昧な内容があります。オペレーターは、手順に基づいて誠実に向き合うことに努め、対応できる部署を紹介し、柔軟に対応しています。時には言われない恫喝を受けたり、酔っ払いの対応もあります。私は電話注文センターで仕事をして6年になりますが、当初はこのような声はなく、この4～5年で急に増えてきました。

組合員が生協のしくみを理解納得されず電話されてくるケースは、日常的にあります。多くはコミュニケーションがとれないことが課題です。高齢・障がい等でネットもOCRも利用できない組合員が電話をしてくるということでその傾向が目立っているように感じます。困ったのは、「目がみえない」「耳が聞こえない」、それでも注文したいという組合員にどう寄り添うかということです。コミュニケーションがとれない、そこが一番悩みです。

生協として、そのような組合員のくらしをどう考えるのかということかと思えます。電話注文で1時間かかっても、組合員に寄り添っていくべきなのかという課題は、電話注文センターだけでは解決しないことです。年々増加する高齢組合員のくらしをどのように考え、いかに利用しやすくするか、これは電話注文センターだけで解決できる問題ではありません。

②地域との連携 後藤裕輔さん(生活協同組合コープあいち 尾張東ブロック ブロック長)

尾張東ブロックには、名東センター、上社店、日進店、福祉サービス事業所の4つの事業所があります。コープあいちは、防災は愛知県全市町村と災害支援協定を結んでおり、地域の見守り協定は39の行政区と、子育て支援協定では18の行政区と結んでいます。その具体的な事例を紹介します。

コープ日進店と日進市の間で、「けんつど」（「けんこう つどいの場」の略）を持っています。日進市から声かけていただき日進市役所地域福祉課、日本赤十字社愛知県支部、明治安田生命（日進市と地域の見守り協定を締結）など協定を結んでいる企業同士をつないで、お店の集会室を活用してイベントを持っています。「けんつど」の会場は店内の組合員集会室を活用しており、お買い物中にも立ち寄り、血圧測定、握力測定、ベジチェック（野菜摂取量の測定）を行っております。7月に第1回を開催し、3回目を12月に開催します。

長久手市での「市が洞まちづくり協議会」との連携した取り組みがあります。「まちづくり協議会」というのは自治会とは別にあり、長久手市の地域の振興、活性化を目的に長久手市役所とともにまちづくりをすすめています。名東センターは所在地が長久手市の「市が洞小学校区」にあることもあり「まちづくり協議会」に初期から参加させていただいています。このエリアは2005年に開催された愛地球博の臨時駐車場として開発されたエリアのため、長年このエリアで暮らしている方がほとんどおらず、自治会の加入率も50%を割っているようなところですが、また、市が洞小学校は在校生が1000人近いマンモス校です。そのため下校時の見守り活動についても多くの人出が必要となっていますが、教職員、PTAでも負担が大きい状況でした。まちづくり協議会で一緒に話をする中で、「コープさんどうですか？」という話をいただきました。月曜日と水曜日の週2回、センターから職員が2人出て、交差点で旗を持って当番をし、見守りをしています。このことで職員もお互いに元気になり、地域をつくっていきこうとなっております。

コープ日進店では、コープあいちと名古屋学芸大学で産学連携の協定を結び、そのつながりから、管理栄養学部の学生みなさんが考えた、「食品の栄養素」をアピールしたPOPを昨年度から提示しています。今年度になり、店長と私と学生さんみんなで相談しもう一步すすんだ取り組みをしようということで、学生さ

んがメニューを考え、調理し試食も行うという取り組みをお店ですることになりました。8月31日（やさいの日）に合わせて3品「夏野菜のトマトカレー」「野菜餃子」「トマトと大葉のしらす和え」のメニューを考えてもらい、「野菜を食べよう試食交流会」を取り組みました。食材は日進店の商品を使用し、調理を学生さんが行います。当日は20名の学生さんが関わり、売り場での試食も学生さん自ら行いました。コープ日進店からは「学生さんが一生懸命つくってくれ、商品もよく売れてよかった」、組合員からは「専門家の学生さんから教えてもらってよかった」という声がありました。

コープとよあけ店で取り組んでいる豊明市での取り組みを紹介します。コープとよあけ店では「ふれあい便」を行っていて、お店でお買い物をした商品を玄関先までお届けする仕組みがあります。一回の宅配料は108円で、5,000円以上は無料、シニア会員は3,000円以上で無料になります。豊明市の「けやきいきいきプロジェクト」に参加させていただき、この「ふれあい便」を一緒につくってきました。この「けやきいきいきプロジェクト」というのは豊明市と独立行政法人都市再生機構、藤田保健衛生大学（藤田医科大学）とが一緒になって取り組むものです。豊明団地は1970年代の団地で、高齢化がすすみ、エレベーターがない等買い物しづらくなり、「ふれあい便」が買い物サポートにもなり、豊明市からバックアップをいただいた取り組みになっています。

様々な取り組みを行って参りましたが、きっかけはインフォーマルなお付き合いの中で困っていることを聞いて、形にしてきたところがあります。身近な人がキーパーソンとなり、行政や団体とつながることが多くあります。普段からそのようなネットワークに興味を持っていかないと見逃してしまうことも多くなります。また、実現にはまずやってみようということが大切で、自組織のリソースを理解し、提案していくコーディネイト力が必要です。待っているだけ、考えているだけ、協定を結ぶだけでは何も動きだしません。市役所の方、団体の方とお話しながら、こんなことができないかと主体的に動いていかないと何も生まれないうのがこの間の教訓だと思いました。

③地域共生社会の実現と生協の役割と期待について考える 寺崎由郎さん(みえ医療福祉生活協同組合)

ガーデン大山田の紹介をさせていただきます。桑名市の大山田団地で、もともと小児科の生協クリニックがあり、閉院して10年以上経っていた施設を居場所にしました。36,000人くらいの団地で、人口ピラミッドは10歳、40歳、70歳がほぼ同じくらしの状況です。そこに居場所をつくり、子ども食堂を行い、9年になります。その大山田団地で地区市民センターがどんどん廃止されて、まちづくり拠点というものになり、行政サービスは低下しました。ただ一つ地区市民センターを残すということで、まちづくりのプランニングを提案する機会をいただきました。20数億円規模の予算事業で、周辺の公園も含めたまちプランニングができました。今回、ご縁があつて共生型の福祉事業に5年くらい前から関わらせてもらうことができ、コープみえに「らいむショップ」に参入してもらい、たいへん難しいハードルを越えて、店舗がオープンできました。子育て世代、現役世代、高齢者世代が一緒の共生型事業で、養護老人ホーム、保育園、障がい者施設、母子寮、生活相談や介護保険の事業所があります。その中にコープのお店ができ、コープの活動を地域で知っていただくテナントショップが生まれました。コンビニの3分の1くらいの面積しかなく、売り上げはどうというお店ではありませんが、協同の理念を発信できる大きなチャンスになると思います。

そもそも地域共生社会って何でしょうか。社会的共通資本、「自然環境」であるとか「社会的インフラストラクチャー」「制度資本」、これらがもっと公共的に使われるべきではないかという中で、共生社会について私たちはプランニングするべきだと思います。特にコロナ禍を経て、医療や介護、福祉がどうなったのか。地域包括ケアシステム、地域まるごと共生社会という言葉はバタッと止まり、見守り活動や健康づくりを支える活動もバタッと止まり、介護保険以外の総合事業、要支援1と要支援2の方、それ以前の方を支える健康ケア教室を居場所に代えて取り組んでいます。その意味では、公的にも、市民的にも、子ども食堂でも、学習支援でも、非常に幅広い単位で地域に発信でき、知名度が上がり、信頼度も上がってきました。活動の中で、教育委員会とか、市長、学校長、施設の利用も便宜を図ってもらえる状況が出てきました。この施設では、数限りない活動があります。

こうした中で今日報告したいのは、協同組合、社会福祉法人、NPOなどが、いろいろな多様性のある人たちを、ちゃんと社会に参加していく仕組みができないかなど、労働者協同組合というのを一つのテーマにしました。私たちが協同組合の価値を見つける時、市場が、市民が求めているものよりも一歩先の価値を実現する。そのためにどういう地域、どういう職員、どういう事業をつくっていかなければならないのか、ICAの議論の時に出されました。私たち医療福祉生協は小規模の100床あまりの病院と、診療所と福祉事業所です。協同組合のアイデンティティに関する声明で、原則に「コミュニティへの関与」が付け加えられました。これは絶対に離してはいけないことだと思います。これだけ社会が厳しい状況になり、すべての世代が困窮し

ているといってもいい時代に、協同組合が背負わなければならない責任は地域づくりとか、人々のつながりづくりです。

私たちは労働者協同組合をつかっていこうと、「らいむの丘共生型施設の運営に参加するみなさんへ」という提案をしました。私は、共生型施設の地域コミュニティの中に、働く仲間としてお互いに交流できる施設にしたい。地域に開かれたスペースをより使い勝手のいいものにしたい。この場所に集まる人たち、多世代の人たちが、好きなことをやれる、そういうフィールドワークができるようにしたい。それを地域に広げるために住民をどう巻き込んでいくのか、ようやくそういう方向で議論がすすみつつあるところまできました。

「らいむの丘」の運営委員会は、障がいのある方やその家族、社会福祉協議会が関わる仕事づくりにも関わっています。私たちみえ医療福祉生協も労働者協同組合には関心を持っていますが、どういうふうな事業に着手したらいいかという具体化までには至っていません。法律ができて、それが労働者協同組合法として施行され、一人ひとりが組合員となって仕事をきちんとつくっていただけます。これから社会保障の分野で大きく活躍できる可能性があるのではないかと。認知症があっても、高齢になっても、障がいがあっても、何か役割を果たすことができ、共生型施設で、コープも医療福祉生協も関わって事業を起こしていけないかなというボールを投げたところです。

④研究報告書を読んで生協職員増をどのように目指すか

齋藤優子さん(日本生活協同組合連合会 管理本部 人材開発部)

私は協同学苑にいましたが、そこは生協とか協同組合の職員が、あらためて協同組合の理念とか歴史について考え、これからの役割を考えていこうという場です。そこでお話ししていたことの1つに、コープこうべが100年続いた理由に、組合員の力があるということがあります。

100年以上前に瀬購買組合と神戸消費組合の2つが設立されました。この神戸消費組合は、なかなか商売が軌道にのりませんでした。その3年目、いよいよつぶれそうだった時に、組合長は協同組合が社会に認知され、広がっていくためには女性の理解を欠かすことができないと、熱心に協同組合活動をしていた10人の女性を集めて、窮状を訴えました。その話を聞いた女性たちが「消費者の唯一の組織であるこの組合をつぶしてはならない」、なんとか自分たちの力でこの組合を守り広げることができないかと考え、家庭会という婦人の団体をつくりました。そして、瀬購買組合も、家庭会をつくりました。多くの戦前に生まれた生協が戦後に引き継がれなかった中で、なぜ今に残ることができたのかという背景に、この家庭会の存在があるのではないかと思います。戦中、女性たちが配給所の運営をし、戦地に行っている男性たちに慰問品を送る活動をしていました。その組織基盤を引き継ぎ、戦争で夫がなくなり、妻が残され、生活が苦しく、仕事がなく、その女性たちが集まり、仕事を一緒にとってきて、利益を分配し合うという活動をこの家庭会の中で起こします。これは労働者協同組合につながっていると思います。この家庭会の存在がなかったら、おそらく戦後の混乱を乗り越えられなかったかもしれないという時に、組合員の存在、組合員の主体的な関わりが生協にとって大事だったのではないかと思います。

コープこうべ100年の歴史で、組合員と職員の関係性の変遷は下記のように整理できると思います。

創立期～戦後すぐ

ともにくらし・地域・社会・組織を支える存在

役割の分化は曖昧で混沌（悪い意味ではなく、境がなかったということ）

例えば、供給するお餅を家庭会の人たちが手伝って搗き、この地域に支部をつかって欲しいということで、当時の組合長に「組合員を100人集めてくれたらつくります」と言われ、家庭会の人仲間づくりをして支部をつくったというエピソードもあり、組合員と職員の境が曖昧で、共に活動してきた時代です。

高度経済成長期

三重、愛知、岐阜の生協もこの時代にできた生協だと思います。食への安全・安心のニーズであるとか、専業主婦の存在が生まれてきて、組合員数や供給高が伸びてくる中で、組織が大きくなると一定公平性を担保しないといけなくなります。自主的で多様だった活動に、組織の中に枠組を当てはめようとする力学が働いたのではないかと思います。組合員の活動を応援したいという思いと、管理しないといけないという思いが、組合員が公平となるように、大きくなる組織の中で、枠組みにはめて、型にはめた活動スタイルになり、組合員と職員は完全に分離し、組合員の客体化がすすみました。職員が専門的に事業を運営しますので、組合員は活動だけしてくださいというようなことが起き始めたのがこの時代だと思います。

2000年頃からこれまで

徐々に社会の中で、困り事とか、悩み、課題が多様化し、複雑化する中で、いろいろなことが起こってき

ます。コープこうべの事業では1995年の震災の次の年度が3800億円という、一番供給高が高かった時でした。その後一時期は2400億円に減り、今は2700億円くらいです。この期間に1000億円を減らしてきました。事業だけ任せてということが事業サイドから言えなくなりました。

2000年代というのは、高齢者とか、子育て支援とか、単一の対象に対して、コープこうべがサポートします、支えますということが多くありました。そして、2016年に転換期があります。社協からの呼びかけで、この地域で子育てとかいろいろな課題を解決するために、ネットワーク組織を立ち上げましょうということになり、コープこうべはそこに入ります。コープこうべ単独でやるのではなく、いろいろな地域の団体に関わることで強みを持ち寄って、より幅広く、より深く、地域のニーズとか困りごとに応えることができる経験をコープこうべがしました。コープこうべがやりますから、コープこうべもとか、コープこうべの仕組みとか場を使って一緒にやりましょうと転換してきたといえると思います。そういう意味で、組合員の主体的な参画、利用を協同組合としてやらないと、協同組合の存在価値が発揮できないという動きが2010年ごろから現れました。

現状～これから

これから必要なことを考えた時に、職員がどんな力を持っていないといけないかということです。協同組合は事業体なので、事業を担当する職員も、活動を担当する職員もいます。それぞれの事業活動の専門家としてのスキルが要り、加えて、くらしとか、地域とか、社会を見る力・意識が要ります。そして組合員の主体的な営みをサポートする力、主体的参画を引き出す力が要ります。生協が単独でできることは、課題が複雑化、多様化する社会の中で、ほんとうに限られています。社会の課題に対応して、組合員の思いに応えていくためには、内部でも、外部でも、つながる力、つなげる力も持っていかなければと思います。それに加えて、事業もできて、活動のこともわかって、くらしのこともわかって、組合員の主体的な営みをサポートする力は市民活動に通じると思いますが、それもできて、ネットワーク力もあって、コーディネート力もあってというのを一人の職員が全部持つのは無理です。組織として持つということも難しく、苦手分野は得意な人に、得意な団体に来てもらい、そこに頼る、やってもらうというような、そういう意識、そういう人を見つける力が要るのではないかと考えます。

どうやったらそういう職員が育つか。コープこうべの管理職研修をご紹介します。

2018年に、全職員県内13ヶ所の産地に分けて、行ってもらい、産地の現状とか、生産者の声を管理職に聴いてもらいました。2019年に、コープヒューマンケア研修を行いました。これは認知症とか、障がいを持つ人たちの当事者に話を聞いて、その後に高齢者疑似体験と一緒にします。そして管理職が研修の内容を部下に伝え、できることを考えて取り組むというところまでを一連の研修の流れにしました。

しかし、一番大切なことが抜けていました。そもそも協同組合って、どんな組織で、どんな理念を持っていて、何を自分たちがすべきかということです。去年は「協同の体験を語り継ぐ」取り組みをしました。生協らしさと感じたエピソードを、所属長から語ってもらう取り組みです。若い職員とかパート職員は、コープこうべがどんな組織か、わからない職員もたくさんいます。一緒に働いている人が話して聞く取り組みをしました。自分の仕事にどんな価値があるのかということが認識できれば、自分の仕事を大切に、その川上から川下まで考え、それが生協の職員として大事なのではと思います。

もう一つ、生協の視点として、消費者の運動体としての視点も重要だと思います。事業の中で何を課題解決していくかという視点を持つということです。

SDGsが社会に浸透する中で、株式会社もかなり本気で取り組んでいます。そこで協同組合らしさとは何かということに立ち返ると、当事者が力を合わせて解決していく組合員組織であるということ以外にないと思います。それを表す知恵の一つに「てまえどり」という取り組みがあります。昨年流行語大賞トップ10に選ばれていますが、コープこうべの組合員が食品ロスについて学び、なんとかそれを自分たちの活動の中で実践できないかと考え、お店に「すぐに食べるなら、手前から取ってね!」というポップをつけました。消費期限が10日くらいある商品で、できたてと5日目、10日目の商品を食べ比べて、「食味は変わらない」と組合員が他の組合員に働きかけました。それを神戸市に報告し、神戸市が国へ報告して、「いいね!」と広がって流行語大賞につながりました。こういう組合員の声、意思、運動を受け止めて、一緒に形にしていくという役割、それは地域活動でも、事業でもそうです。一人がすごくがんばるのは無理でも、ちょっとの一步、ちょっとの消費の選択を、みんなが変えたら変わるかも。一人で助けるのは難しいけど、みんなで助け合ったらなんとかなるかもというようなことをデザインしていくことが役割で、それをどうしたらできるのか、誰とつながったらできるのか、自分ができなくてもこの人ならできるかもという、やなマルシェの加藤さんみたいな人を見つけることが協同組合の職員の役割ではないかと思っています。

身近にある多文化で多様な共生

三重地域懇談会 世話人 妹尾成幸

三重地域懇談会では、昨年から“多文化共生”に加えて、身近にある共生をテーマに、支え合いのくらしと地域コミュニティへの係りをすすめています。

今年は新型コロナウイルス感染症が5類になり、あしかけ3年間自粛していた現地訪問、活動している方々との交流を再開しました。人と人の集まり、人と地域のつながりはコロナ禍の行動制限で今まで以上に薄れ、もしくはつながり方が多様化しています。その中でどのようなコミュニティが生まれ、どのように活動が継続されているのか、三重県四日市市と松阪市の二つの取り組みに訪問しました。

四日市市笹川は、外国をルーツとする住民が1,600人、市内で最も多文化な地域です。一般社団法人「みんなこ」さんは、その四日市市笹川で“高校生による多文化のまちづくり”をめざし、活動されているグループですが、実際に訪問してみるといろいろな地域の方々を巻き込んだ多様な取り組みに驚きました。

ボランティアのみなさんと一緒に取り組む子ども食堂やフードパントリー、まちのお祭りへの出店、地元中学校の清掃活動やSDGsの取り組みなどを楽しみながらすすめられています。訪問当日は子ども食堂をされていたのですが、子育てや教育に関わる方々、学校を卒業した先輩たち、みえ医療福祉生協の組合員、そして集まった子どもたちがそれぞれに役割をもち、声かけあっていました。子どもたちはゴミ拾いをしてくるとお菓子と交換してもらえます。食事の前にはSDGsの動画学習や若者をリーダーとするゲームで盛り上がります。広い会場を見渡すと外国にルーツを持つ親子の姿もあります。いろいろな人の交わりが当たり前になっている風景で、敢えて“多文化共生”というのではなく、誰もが住みやすいまちづくりに参加していると感じます。一方で、「一緒に活動していた高校生は、考え方の違いから独立された」と話すのは、代表の西村 忠祐さん。

高校生を主体にすすめたい想いをもち、地域の高齢者の集まりにも声を掛けて多世代が集う場づくりにも願いを馳せています。「みんなこ」のネーミングは、「つくろうよ 【みん】なが【にこ】にこ できるまち」を表しています。

松阪市飯南町は、渡り蝶「アサギマダラ」の飛来地として、秋の七草「フジバカマ」の栽培もひろがっている、人口4,000人の中山間地。そこで活動されているのが「仲組ふれあいサロン」。地域の方々が自分なりのものを持ち寄った集まりを運営されています。訪問当日は、七夕飾りづくり、楽しく運動、おしゃべりと、「場があり、みんなでやるから楽しい」の声が行き交いました。また、ここではいろいろな悩みが話し合われています。後日、サロンの様子をお伺いすると、「見学に来てもらったのは7月。その後、猛暑の影響で参加者の状況が変化し、独居の高齢者が県外の子どものところに転居しました。また子どもの勧めで施設に入居などがあり、突然の環境の変化に戸惑いもみられ一時的に認知症のようになる方もありました。施設に入るとサロン活動への参加が難しくなります。認知症やフレイルを予防するためにもサロンをまわし、月替わりでサロンを運営するお当番同士がたすけあってすすめたい」とお聞きしました。「老後をどう生きていきたいか、60代と70代は考え方が変化する。若い人と高齢者が気持ちを話し合える場が欲しい」とも言われました。地域の男性に目を向けると、「福祉会で農福連携の取り組みとして農業指導に力を発揮している」、「地域の小さなコンサートに連れだしたら、男性も集まりの場に顔を出していくきっかけになる」という話も聞くことができました。住み慣れた場所で今まで通りのくらしをしながら最期まで生きていきたい、願いをみなさんで話し合われています。

2024年東海交流フォーラムでは、「みんなこ」さんと「仲組ふれあいサロン」さんに参加していただきます。

地域と協同の研究センター・東海地域のみなさんと一緒に、「地域の中で協同が生まれ、日々変化する中であって、取り組みが続いていく」ことを多文化で多様な共生という視点から、報告し合い、考え合っていきたいと思います。

(せのお しげゆき)

難民食料支援学び語り合う会⑧ 支援物資発送報告

主催：NPO 名古屋難民支援室、アジア・ボランティア・ネットワーク・東海、地域と協同の研究センター
 協力：生活協同組合コープあいち

報告：伊藤小友美（事務局）



わたしたちは2021年に、「新型コロナウイルス蔓延の影響で仮放免となって、困窮する難民・難民申請者が増え、食事に困っている」という声に応じて、難民食料支援チームを結成しました。「食料品をもちよるフードドライブと食料品の発送」と、ミャンマーやアフガニスタンの状況、「国際法から見た日本の難民制度」など難民について「学び語り合う会」を交互に開催してきました。2023年に行った6～8回の学び語り合う会には、難民の方に参加いただき、話をうかがい、語り合う場を続けています。次回の「学び語り合う会」は3月30日（土）です。

食料品発送では、食料だけでなく、双方のやりとりができるようメッセージやカードセットを同封して工夫してきました。仕分け・発送作業・学び語り合う会には大学生も多く参加しています。こうして、支援する側、される側ではない対等の交流が生まれつつあります。

難民食料支援学び語り合う会⑧の報告

11月4日（土）、「日本（東海地域）にくらす難民の方々とともに学び語り合う」をテーマに8回目の学び語り合う会を開催しました。参加者は、名古屋会場42名、豊橋会場9名、オンライン8名（うち難民の方々13名）の59名でした。今回は中東出身のアビさん（ニックネーム「青」という意）のお話をうかがい、交流しました。

<アビさんのお話>

■□ 母国では □■

母国ではずっと戦いが続いています。自分自身、そして家族が教育を受けるため努力してきました。自分の国の発展のために最善を尽くしてきました。

■□ 日本では □■

私は母国では医師でした。今は、お世話になっている方の紹介で、必要最低限の収入を得るための仕事をしていますが、今後は、自分の能力をつかって安定したフルタイムの仕事を探し、学術的にも貢献したいと思っています。そのため、日本語を集中して学ぶ奨学金を得られないかと思いません。日本では、日本語ができないと、医師の国家試験に合格することはできません。専門的レベルの日本語能力を持ち、自分のキャリア、人生を再建したいと思っています。

■□ 難民として受けてきたサポート □■

とても危機的状況の中で日本に住まわせてもらっていることについて、日本の市民社会のみなさんと日本政府に感謝しています。まず、難民申請をするテクニカルなサポートをしていただきました。日本社会で暮らすために必要なこと、住居についても支援していただきました。ただ生きのこるためだけのサポートではなく、難民の声を聞いて、私たちがよりよい、人間らしい生活ができるためのサポートをしてくださっています。食べ物の支援はとても重要です。食料を提供していただけることで、食料に使うお金を節約することができます。

強調したいのは、難民が日本に暮らしていく力をつけていくことです。日本には台風や地震など自然災害が多いので、日本の人たちはそのための準備をしています。私たち難民はそのような準備ができていません。日本の人たちは非常の持出袋を家庭に用意していると知りました。これはとてもよいと思い、私たちもそれを用意していれば何かあった時に使える、命を救うものだと思います。

■□ 今後に向けて □■

少し前に、オンラインでポーランドの難民受け入れの状態を知るセッションに参加しました。ポーランドでは、難民が協力しあっています。たとえば自分の妻や子が病気になって、緊急的に病院へ行かないといけない時、言葉の壁があって私たちは救急車を呼ぶことができません。そういう時に連絡して、すぐに来てもらえるような日頃からの連携体制ができていれば、ニーズが満たされやすくなります。コミュニティをつくり連携することが大切だと思います。そのために、自分たちのニーズを知ることが大事です。この地域に暮らす難民のネットワークができれば、難民としての課題、ニーズについて知ることができ、交流をすることで次のステップへすすめるのではないかと思います。一緒に解決する動きができるのではないかと思います。

＜会に参加した大学生から寄せられた感想＞

- 危険を冒してやっと日本にたどり着いたとしても、入国前に送り返される・働く権利や医療保険の取得ができないなど、難民にとって現在の日本は決して暮らしやすい国ではないことが分かった。ニュース以外で実際に目にしたことはあまりないが、現在の日本にも差別は横行していて、難民が暮らしにくい理由の一つになっていると考えた。
- 1年次に受講した講義で難民に対する意見を話し合う機会があったが、難民受け入れに対する反対意見として治安の維持や今の日本は困窮している等が挙げられていた。講義で資料を見て意見を出し合うことは必要なことであるが、今回実際に難民の方に会った際に自分が如何に他人事として難民の問題に向き合っていたかを実感した。平等や平和が謳われる日本で難民への差別的な扱いを許して良いのか、日本人が貧困に置かれていることを危険な状況にある難民を見捨てる理由にして良いのかと思った。私達学生にできることは、難民について学び少しでも多くの人に現状を伝えることであり、ボランティアなどで直接支援することも可能であるが、世論や政府を動かして難民を支援することが最も現実的で効果的な問題の解決方法ではないかと考えた。

＜豊橋会場での交流＞ 11月4日の学び語り合う会では、はじめて豊橋会場に難民の方が参加されました。日本の大学で留学生として学んでいる女性（ニックネーム：ボヌさん）です。ボヌさんを囲んで、ハラール食の昼食をとりながら交流しました。「ボヌさんは難民ですか。」という問いに、NPO法人名古屋難民支援室のスタッフは「難民であることは彼女を形作る一つの要素でしかありません。彼女は、女性で、留学生で、難民です」と話されました。ボヌさんは、「母国と日本のかけはしになること、母国に役立つ仕事をする事」が夢だと語りました。豊橋会場に集った参加者はみんな、応援したい気持ちで胸がいっぱいになりました。「また機会があったら来てくださいますか。」という問いかけに、彼女はにっこり笑顔で「YES」と答えてくれました。私たちは暗くなりかけた道で、彼女の自転車が見えなくなるまで見送りました。

12月3日（日）、6回目の食料品仕分け発送作業

参加者は36名で、今回も難民の方が参加し、20世帯へ34箱を発送しました。食料品は199品目469点寄せられ、ハラールフードも購入して送りました。新米の寄付もあり、お米を282kg送ることができました。寄付は67,320円でした。前回学び語り合う会に参加した小学校の先生が呼びかけて、小学生からたくさんの心温まるメッセージカード（写真：右）が届きました。



＜KURASITENEさん宛の返信メッセージ＞



食料品とメッセージを受け取った親子からの返信の中に、TO KURASITENEと表書きされたメッセージがありました。小学生が「がんばってくらしてね」と書いたカードの下の部分に、先生がローマ字で KURASITENEと読み方を書いていたのです。

そのことについて参加した名城大学の学生は、以下の感想を寄せています。「難民の方々がメッセージカードの最後の文字を読み取って返信の宛名としていたところにコミュニケーションの壁の消失を感じました。たとえ文字や言葉の意味がわからなくても、メッセージを書いた人に届けたいという気持ちから、手紙の最後に書く言葉は〇〇よりという意味の言葉が入るという知識を使って宛名を書いたのだと思います。食料品やメッセージを通して、言語や文化の違いを超えて、誰かの助けになりたいという真心が伝わったのだと思います。これはボランティアにおいて忘れてはならないことだと思いました。」

メッセージカードのやり取りは、双方の関係性を大きく変えてきています。今回は、食料品受け取りの当番ボランティアを担当して下さったグループもあり、イスラム文化の研究をしている会員からは、ハラール食品を送るときの基準について検討したらどうかという提案もいただきました。今後もさまざまな形の参加をひろげ、多くの方々の思いと知恵を寄せ合う活動にしていきたいと思っています。これからもよろしくお願ひします。

(いとう こゆみ)

補完的保護認定制度が始まりました

神田すみれ(地域と協同の研究センター 研究員)

日本へのウクライナからの避難民入国者数は12月13日現在 2,574人です。出入国管理庁によると愛知県126人、岐阜県は14人、三重県は1人で変化はありません(愛知県は12月1日現在愛知県への避難は127人としています)。避難生活も長期化しており、あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークに寄せられる相談も、病院受診の同行(歯科、耳鼻科、内科、整形外科)、就労、日本語学習、印鑑の作成や役所での健康保険の手続き等、日々の生活に関連することが多く寄せられています。一方で、避難民の方達が集まって合唱の練習をしたり、刺繍をしながら集う場も継続されて行われたりしており、長期化する避難生活をお互い励まし合いながら、送っていらっやいます。

12月1日から法務省による補完的保護の認定制度が始まり、申請の受付が始まりました。あいち・なごやウクライナ支援ネットワークでは、この新しい制度が始まるにあたって、補完的保護についての学習会をオンラインで開催し、この新しい制度についての理解を深めました。

補完的保護とは「難民条約上の難民には該当しないが、国際保護を必要とする者を保護し、かつ、そのような者に国内法上の地位を付与する法的枠組み」です。この補完的保護は、ウクライナ避難民を想定した制度といわれており、アフガニスタンやミャンマー、スーダンなど、ウクライナ以外の紛争地域から避難してきている人たちが対象となるのかどうかは明確にはなっていません。

補完的保護の対象者として認定されると(注1)、難民と認定された人と同じように「定住者」(注2)の在留資格で在留することができ、希望者する人は、2023年4月から始まる「定住支援プログラム」という支援プログラムを受けることができるようになります。この新しく始まるプログラムは、日本語の習得や日常生活のルールを学び、日本で安定した生活を送ることができるようになることを目的としたものです。

出入国在留管理庁のホームページによると、定住支援プログラムは、①日本語教育(572授業時限)と、生活ガイダンス(120授業時限)の計692授業時限(1授業時限=45分)のコースで構成されており、日中に授業を行う半年コース(前期/後期)か、夕方以降に授業を行う1年コースを選ぶことができるとされています。①の日本語教育では、生活の基礎となる日本語能力の習得を目標に、生活に直結する実践的な日本語を学ぶ、とされており、②の生活ガイダンスでは、防災や避難の仕方、ゴミ出しのルール、法令遵守や社会保障制度、税制、健康管理など日本の生活に必要な知識や制度を学ぶ、とされています。

出入国管理庁からは、補完的保護の制度が開始する前に、一人ひとりのウクライナ避難民へ、郵送で補完的保護の申請用紙が送付され、記入方法、記入例がウクライナ語で示された説明も併せて届きました。これまでも在留資格の更新が必要な時期に、更新手続きが必要な旨が、一人ひとりに郵送で通知が届けられました。在留外国人に対して在留資格の申請手続きについて、このような対応がされたことは初めてのことで画期的な取り組みと言えます。在留資格の申請書を入管から送付される形で入手することができ、申請・更新手続きの方法が、その人がわかる言語で説明がされるという取り組みが、ウクライナ避難民にとどまることなく、今後も広がっていくようにと思います。

注1:「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものであり、補完的保護対象者の認定手続とは、外国人が補完的保護対象者に該当するかどうかを審査して決定する手続です。(出典:出入国在留管理庁ホームページ)

注2:「定住者」の在留資格は、就労の制限がなく、学歴や職歴などの専門的知識や技術を条件とすることなく、日本に在留することができる在留資格です。

参考資料: 出入国在留管理庁ホームページ 認定NPO法人難民支援協会ホームページ

(かんだ すみれ)

情報クリップ



co-opnavi 2023. 12 No. 859
多様な働き方に向けたより良い職場環境・制度づくり
 日本生活協同組合連合会 2023 年 12 月 A4判 32 頁 367 円 (消費税込)

- <私たちの「この一枚」>
 50 周年感謝祭 「Tohto Week」
 東都生協 総合企画室 室長 仲宗根 由美子
- <日本全国 宅配現場におじゃまします！>
 コープみらい
- <地域に安心を届ける生協の安全運転の推進>
 パルシステム連合会
- <組織を支える縁の下の力持ち>
 コープいしかわ
- <紫乃ママに聞いてみよう！>
 株式会社ヒキダシ 木下紫乃さん
- <この人に聴きたい>
 劇作家/演出家 永井愛さん
- <ほっとnavi>
 コープこうべ / 福井県民生協
- 特集
 多様な働き方に向けたより良い職場環境・制度づくり
 <今日も笑顔のコープさん> コープあおもり
 <想いをかたちに コープ商品>
 「23 年度 第 2 回ラブコープ商品工場・産地交流会」
 <生協大好きママコプ山さんの 教えて！CO・OP 商品>
 CO・OP 北海道産小豆のひとくち塩ようかん
 <組合員に支持される店づくり・売場づくり>
 生協共立社

生活協同組合研究 2023. 12 VOL. 575
新型コロナ禍以後の葬祭事情と生協
 公益財団法人 生協総合研究所 2023 年 12 月 B5判 68 頁 定価 550 円 (消費税込)

- 巻頭言
 リスペクトと崖っぷちの相互扶助
 米山高生 藤山 孝
- 特集 新型コロナ禍以後の葬祭事情と生協
 葬儀をめぐる変化と動向の諸相
 田中大介 渡部博文
- 昨今の国内外の火葬事情
 武田 至 鈴木 岳
- いわて生活協同組合の葬祭事業
 ーセリオの展開ー
 藤原高宏 久保ゆりえ・志波早苗
- 葬送とお墓のゆくえ
 小谷みどり
- 兵庫県高齢者生活協同組合の実践
 ー終活と共同墓を中心にー
 藤山 孝
- 研究と調査
 コープ共済のライフプランニング活動の原点
 ー1990 年代の保障の見直しムーブメントー 渡部博文
- 国際協同組合運動史 (第 21 回)
 国際協同組合同盟 (ICA)
 1934 年第 14 回 ロンドン大会 鈴木 岳
- 本誌特集を読んで (2023・10)
 久保ゆりえ・志波早苗
- 公開研究会
 「英国とフランスの協同組合の要人より 12/20
 「改定議論から考える協同組合のアイデンティティ」2/1
 ●兵頭釧先生を偲んで 武田晴人

文化連情報 2023. 12 No. 549
社会インフラの厚生連医療・農協福祉の意義、内外に発信を
 日本文化厚生農業協同組合連合会 2023 年 12 月 B5判 64 頁 文化連情報編集部 03-3370-2529 *注

- 農協組合長インタビュー (93)
 「地域単位」を合言葉にして 志田浩一
- 院長インタビュー (346)
 早期発見・早期治療のがん医療を推進し地域に貢献 田中信治
- 社会インフラの厚生連医療・
 農協福祉の意義、内外に発信を
 「協同組合の価値を再確認する運動」
 協議結果を取りまとめ 伊藤澄一
- 協同精神のリレー (9)
 JA みっかび 中川晋さん ②

二木教授の医療時評 (215)

コロナ禍による国民の医療満足度の変化の検証
—コロナ禍で日本の

医療制度の根幹は揺らいだか? — 二木 立

変わる日本のまちづくり (41)

過疎高齢社会を支える社会福祉法人

—古平福祉会の取り組み②

杉岡直人・畠山明子

多様な福祉レジームと海外人材 (67)

日本における移住労働の女性化

: フィリピンパブの栄枯盛衰 1 安里和晃

臨床倫理メデイエーション (69)

ハラスメントを考える③ —人と人をつなぐ“ケア”

中西淑美

デンマーク & 世界の地域居住 (173)

何かしたい人が集まってくる「シーナと一平」

(東京都豊島区) ① 松岡洋子

熱帯の自然誌 (93)

ワニと会話する人

安間繁樹

□書籍紹介 海の中から地球が見える

□書籍紹介 医療 DX が社会保障を変える

□書籍紹介 とっておきの温泉宿

▼線路は続く (181)

紀州・和歌山へ急げ! 阪和線

/ 西出健史

▼最近見た映画 ゴジラ -1.0

/ 菅原育子

生協運営資料 2023.11 No.333

新卒の採用と定着に向けた取り組み

日本生活協同組合連合会 2023 年 11 月 B5 判 82 頁 880 円 (消費税込)

巻頭インタビュー

●わが生協、かくありたい!

働きやすい環境の整備と組合員や職員を大切に、
生協の強みを伸ばす

大阪パルコープ●代表理事 理事長 奥井和久氏

特集

新卒の採用と定着に向けた取り組み

1 組織への帰属意識を醸成しながら
採用と定着の取り組みを行う

コープみらい●コープデリ連合会

人材開発部 次長 佐野行生氏

人材開発部 教育研修課 課長 安保美輝氏

2 時代の流れや若者の趣向に沿った施策で

より良い人材の確保を目指す

生協ひろしま●管理本部 人事教育部 統括部長

(兼) 労務・労政グループ 統括課長 田中昌美氏

人事教育グループ 統括課長 山下裕美氏

人事教育グループ 担当係長 濱崎和隆氏

3 「個に向き合う時代」の採用&育成論

—採用&育成の戦略設計のコツを事例と共に解説—

株式会社パフ●代表取締役社長 吉川安由氏

連載

●全国生協の宅配事業・宅配センター運営を学ぶ

第 49 回 エフコープの夕食宅配事業の方針と

催事企画を中心にした戦略

エフコープ●

商品企画部 企画課 課長 中島一輝氏

担当 阿比留潮氏

●これからの店舗事業のあり方を考える

第 37 回

五つの基本方針をレベルアップさせて

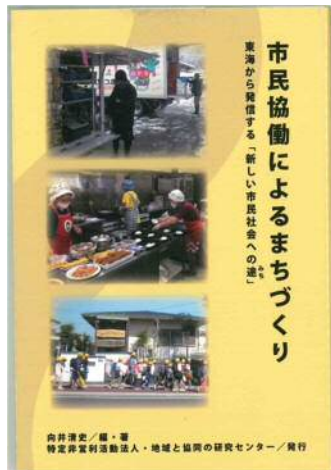
組合員に支持される店舗を目指す

福井県民生協●常勤理事 (店舗管掌) 野村伸一氏

地域・協同の運動、協同組合に関する文献資料、協同組合・生協関係の研究所などの調査研究成果や研究センター会員の研究成果などから、比較的入手しやすいと思われるもの、寄贈いただいたもの(✳)などを中心に順不同で紹介しています (主な内容は目次等から事務局が要約しています)。詳細は研究センター事務局までお問い合わせください。

書籍紹介

上掛利博 (京都府立大学名誉教授)



『市民協働によるまちづくり
～東海から発信する「新しい市民社会」への道』 向井清史編著
発行 地域と協同の研究センター 発行日 2022年12月
定価 1,500円+税 頁数 248頁

本書は、「いつまでも暮らし続けられるまちづくり」という今日的なテーマに、「地域の課題は、誰かに任せず、住民の力で解決できるまち」をどうすれば実現できるのか応えようという意欲作で、新城市、各務原市、飛騨市、設楽町、豊田市での具体的事例を踏まえて、「新しい市民社会」を準備する「市民協働」の意義を理論化する内容です。

「市民協働」とは、生活の場に芽生えた社会問題を感知する共感能力をお互いに高め合う活動を通して政治や経済のあり方に変革を及ぼす共同行為であり、そこでは「人と人のつながり」を深化させることが課題だとされています (補論で「市民協働と協同組合」に焦点化して研究センターのこれ



までの取り組みが明確に整理されているので、全国の協同組合関連の研究機関でも取り上げて欲しい本です)。

感銘を受けたのは、福祉国家体制が「権利を政府への要求と理解し、権利を守るには義務が付随していることを忘れた市民」や「他者を考慮しない自分本位の行動が許されると疑わない人間」を生み出したことに着眼して、「個人の意見が他人との様々なコミュニケーション機会を得て、社会性を反映できるように鍛えなおされる場」が必要だと解明し、それが「公共圏」だとしている点です。そのために「必要な討議作法」を身につけることや「より普遍的な合意に向けて自己を見つめなおすという覚悟＝市民的礼節」を、「新しい市民社会への途」に欠くことの出来ないものとして打ち出しているのも興味深いことでした。

各務原市の八木山地区社協が「ささえあいの家」をベースにして、一人ひとりの日常生活に生まれる困り事を「できる人ができる事を行う」という自然な生活行為として解決していく物語の広がり (第3章) や、中山間地の豊田市稲生地区で地元病院に勤務する3人の専門職がコロナ禍のなか発足させた市民活動団体「いなぶ健康アカデミー」での学び合いの取組み (第6章) など読み進めると、発想の柔軟さに目を見開かされて胸が躍ります。

研究センター1月の予定

- 9日 (火) 協同組合等研究組織交流会
- 11日 (木) 金城学院大学「協同組合論」⑭
- 12日 (金) 第9回組合員理事ゼミナール
- 15日 (月) 尾張地域懇談会
- 17日 (水) 三河地域懇談会
- 18日 (木) 金城学院大学「協同組合論」⑮
- 20日 (土) 友愛協同セミナー
- 22日 (月) 三重大学特殊講義「協同組合論」担当
- 25日 (木) 第8回協同の未来塾
- 26日 (金) ウクライナ支援情報共有会議
- 27日 (土) 愛知の平和創出学習会

地域と協同の研究センター Facebook 下記QRコードをご覧ください。 Facebook QRコード	地域と協同の研究センター ホームページ 下記QRコードをご覧ください。 ホームページ QRコード
	

※企画は新型コロナウイルス感染拡大防止等のため中止・延期・オンライン参加のみとなることがあります。ホームページ等でご確認ください。